京都市建築審査会

平成29年度第9回会議議事録

1 開催日時

平成30年1月12日(金曜日) 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

髙田会長,南部会長代理,西嶋委員,板谷委員,奥委員,伊藤委員,星野委員

【建築審査会事務局】

歯黒建築指導部長, 吉田道路担当課長, 岡田建築審査課長, 磯林企画基準係長, 林担当係長, 西川道路第一係長, 小西道路第二係長, 成瀬係員

【参考人】

菊地係員 (消防局予防部)

【傍聴者】

1名

4 議事概要

- (1) 議事録の承認及び次回会議日程等について
 - ア 平成29年度第8回会議の議事録の承認
 - イ 次回会議日程について
 - ウ 同意案件に関する報告(1件)
- (2) 同意案件に関する審議
 - ア バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可 神子ヶ渕(南行)
 - イ 京都市立北白川小学校増築計画に係る日影許可
- (3) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可(専用住宅:右京区1件)

(4) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可(専用住宅:上京区1件)

- 5 公開・非公開の別
 - 一部公開(公開・非公開の別は次のとおり)

・公 開:上記の議題 (1)から(3)まで

非公開:上記の議題(4)

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程等について

[ア 平成29年度第8回会議の議事録の承認]

結果:承認

「イ 次回会議日程について]

次回の建築審査会会議を平成30年2月13日(火)の午後1時30分からひと・まち交流館京都で開催することとした。

[ウ 同意案件に関する報告(1件)]

ア報告の概要

これまでの審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可1件(議案番号9009)について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果: 了承

(2) 同意案件に関する審議

[ア バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可 神子ヶ渕(南行)]

ア 議案の概要

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可について, 処分庁から資料の提示及び説明を受け, 質疑を行った。

議案 番号	申請場所	申請者	用途
14	左京区八瀬近衛町 5 2 9番地の1先	京都バス株式会社 取締役社長 宮川 豪夫	バス停留所の上家

イ 審議の結果:同意

ウ質疑等

委員:大きな問題はないように思うが、4ページには、当該バス停で平成27年に実施された調査として、「平日14時台」で1時間当たり最大62人となっている。5ページの参考資料では、宿泊施設のある花園橋に近い1箇所と当該バス停を越えてもっと大原に近い1箇所の交通量を足して、安全性を検証しているということだが、私の認識は、当該バス停と調査地点①とでは状況が違うように思うので、あまり検証になっていないのではないか。調査地点①より、当該バス停の位置の方が、歩行者量としては多いということは分かる。それは、比較的に大きなマンションと新しくできた寮があるためである。62人に対して、計算をした結果、当該場所においても、1.5mでも十分支障がないということをもって、判断すればよいのか。

処分庁:今回のために交通量調査は行っておらず、既存の調査結果を利用しているのだが、考え方として、当該バス停付近の通行は、上下に広がっており、その両側以上の交通はないと思われるため、上下の合計の人数が全て当該バス停を通行した場合でも問題がないということで、参考資料として添付している。場所が離れ

ているため、若干状況は違うかと思うが、実態上、1時間当たり62人を超える 方々が旧道部分を通行することは考えにくいと判断している。

委員:1時間当たり最大62人ということで判断すればよいのか。

処分庁: そうである。

委員:私が言いたいのは、調査地点①というのは、叡電の駅や遊園地跡の宿泊施設があり、また、周辺にある花園橋の方に向かっていけば、何箇所か寺院もあり、観光で散策される方もいると思う。残念ながら、当該バス停付近と調査地点①とでは、通行人の状況が異なっているということである。

委員:構造的には全く問題なく、また人数的にも問題ないと思う。大原を抜ける道を通った際に、旧道部分にはあまりたくさん自動車が通っておらず、人もあまり歩いていないと思う。自治会から要望書が出るということは、病院の寮ができてから交通量が増えたことが原因か。旧道部分には、ほかにも何箇所かべス停があるが、急に人が多くなったのか。また、道路が曲がっているが、カーブミラーを移設して問題ないのか。

処分庁:近くに寮があるということで、特に通勤時間帯については、バスの利用者が一定あり、それも踏まえまして、自治会から要望があったと聞いている。旧道部分には、ほかにも数箇所あるが、今回については、神子ヶ渕のバス停について、要望があった。バスの本数は、平日で上り67本、下り67本の通行があると聞いている。また、カーブミラーについては、今回設置する場所がカーブとなっているため、警察などの関係機関と協議したうえで、今回の移設場所になっている。2ページの写真①で示したとおり、バス停のすぐ北側が住宅の入口となっており、入口から離れて設置しているが、この場所で問題ないことを確認し、移設することとなっている。

委員:要望書を見ると、寮ができたことによって、バス停で待たれる人が増え、雨の時に、待たれる人が傘を差されると通りにくいということかと思う。それは、上家ができれば、傘を差さなくても、バスを待てるということで、改善されると思うが、やはり今後不自由な方が増えることを考えると、車いすの通行も増えると思う。2mの歩道有効幅員をできるだけ確保しようとすれば、バス停の柱の位置を生垣側、すなわち敷地境界側に建てられれば、少しでも有効活用できる幅が増えると思うが、それは不可能なのか。

処分庁: それについても、協議はされている。2ページの写真①を見ると、住宅の前に生垣があり、そこを境界に歩道があるが、歩道の住宅側に側溝がある。そこに柱を建てる場合は、側溝の改修が必要になり、一定の工事費が必要になるため、事業者の京都バス株式会社と本市左京土木事務所が現場に立ち合ったうえで、今回については、車道側に柱を建てるということで協議が整っている。

委員: 2ページの写真①や写真③を見れば分かるが、この場所は三差路になっており、通常は交差点から一定範囲にバス停等を設置することに関する取扱いがあったかと思うが、今回は、側道の通行量が相当少ないということを理由に問題がないという判断となっているのか。

処分庁:理由までは分かっていないが、バス停を設置する位置については、道路占有

に関することや警察との協議は整っている。

委員:カーブミラーの設置主体はどこか。また今回は、南行のバス停の上家を設置 するということだが、病院の寮ができ、その寮生が乗り降りするとなると、北行 のバス停の上家の設置も必要になるということは予想されるのか。

処分庁: 既存のカーブミラーがどこの所管かは分からない。今回の移設については、 バス停の上家に係る部分であるため、京都バス株式会社の負担で移設すると聞い ている。また、北行のバス停は、歩道が無いため、上家を設置する場所がない。 そのため、北行のバス停に上家に建てるということはないと想定している。

委員:カーブミラーの設置主体はどこなのか。費用の負担者については分かるが。

処分庁:道路管理者かと思う。

委員:北行のバス停は,道路の部分にポールと石でできたバス停だと思うが,そのようなものを道路に置くことは、どこかの許可が必要なのか。

処分庁: どこまで許可がいるかは分からない。少なくとも路線バスであるため、路線の経路とバス停の位置について許可が必要になってくると思う。また、現在、交通局が市内でバスの駅という事業を行っているため、地元で北行のバス停に上家がどうしても必要ということであれば、地元の方々から敷地の一部を提供してもらうことで対応は可能かと思う。地元の方々の意向をしっかりと踏まえたうえで、敷地の提供をお願いすることになる。

委員:提供された部分は道路になるのか。

処分庁:提供された部分は、敷地のままであり、道路ではない。バスの駅の例としては、造形大の階段を下りた場所にあるものがある。本日の京都新聞にも記載されていた月桂冠の敷地の提供もバスの駅の事業である。

「イ 京都市立北白川小学校増築計画に係る日影許可」

ア 議案の概要

京都市立北白川小学校増築計画に係る日影許可について, 処分庁から資料の提示及び説明を受け, 質疑を行った。

議案 番号	申請場所	申請者	用途
15	左京区北白川別当町70番地	京都市長 門川 大作	小学校

イ 審議の結果:同意

ウ質疑等

委員:階段棟にエレベーターを増築されるということだが、職員室の近くに新たに エレベーターができるということなのか。

処分庁: 日影の算定上、解体した部分については、除いた形で既存の図面を書くこととなっており、今回も解体した部分については、記載していない状態となっている。今回増築する昇降機・屋内階段棟については、元々階段だけは有ったが、今回計画に伴い、その部分を解体し、同じ場所にエレベーター及び階段室を設けるということになっている。階段の動線については、計画前後で変わらないという

ことになっている。

委員:分かった。

(3) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可(専用住宅:右京区1件)]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1031	右京区嵯峨野々宮町11番地の一部	宗教法人 正覚寺 鵜飼 公照	専用住宅

イ 報告の結果: 了承

(4) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可(専用住宅:上京区1件)]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1030	上京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果: 了承

7 閉会

京都市建築審査会会長高田光雄